

ちくご地域ユースサポート不登校支援部会 役員報酬規程

第1条（目的）

本規程は、ちくご地域ユースサポート不登校支援部会（以下「当団体」という）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象役員）

本規程の対象となる役員は、部会長及び世話人とする。

第3条（報酬の額）

役員の報酬額は、別表に定める金額の範囲内とする。

第4条（支払方法）

報酬は、毎月20日に、各役員の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第5条（報酬の改定）

報酬額の改定は、役員会の決議により行うものとする。

第6条（源泉徴収）

報酬の支払いに当たっては、所得税法に基づき源泉徴収を行うものとする。

第7条（規程の改廃）

本規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附則

本規程は、令和6年7月10日から施行する。

別表

部会長：月額 24万円 以内

世話人：月額 20万円 以内